

高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備に関する条例 (通称：ユニバーサルツーリズム推進条例) 概要

◆ユニバーサルツーリズムに特化した条例としては**全国初**（施行日：令和5年4月1日）

基本理念

目指すべき姿

○行きたいところに旅行できる環境の整備

- ◆高齢者・障害者等が希望する目的地・交通手段・施設・体験活動等を自由に選択することができる
- ◆高齢者・障害者等が家族や友人と一緒に安全で快適な旅行を楽しむことができる

取組の方向性

○受入体制の充実（高齢者・障害者等に対する接遇の向上等による受入体制の充実）

○情報等を得られる機会の確保（高齢者・障害者等が必要な情報等を得られる機会の確保）

○機運醸成（ユニバーサルツーリズムの推進に関する機運の醸成）

責務・役割

県の責務

- ◆ユニバーサルツーリズムの推進に関する基本的かつ総合的な施策を策定・実施
- ◆市町・観光関連事業者等と連携し効果的に実施

市町の役割

- ◆地域の特性を生かした施策の策定・実施
- ◆県が実施する施策に協力

観光関連事業者の役割

- ◆基本理念についての理解
- ◆受入体制の充実
- ◆県・市町が実施する施策に協力

県民の役割

- ◆基本理念についての理解
- ◆県・市町が実施する施策に協力

支援団体等の役割

- ◆基本理念についての理解
- ◆高齢者・障害者等への適切な支援
- ◆県・市町が実施する施策に協力

取組内容

観光関連事業者・支援団体等の連携

観光関連事業者・支援団体等の連携促進

観光関連事業者に対する支援

観光関連事業者の受入体制充実を支援

観光関連事業者の登録

高齢者・障害者等の受入に積極的な観光関連事業者を登録

人材の育成

高齢者、障害者等に円滑な旅行を提供する人材の育成

相談員

ユニバーサルツーリズムに関する相談・助言を行う相談員の育成

普及啓発

ユニバーサルツーリズムの普及啓発

情報提供

ユニバーサルツーリズム情報の提供

財政上の措置

ユニバーサルツーリズム推進のための財政上の措置

推進体制の整備

ユニバーサルツーリズムに関する施策を推進する体制整備